

東京都建築設備定期検査報告実務マニュアル2021年版 正誤表 (2021/10/14現在)

章	頁	行等	正	誤
1	16	第6条の23	第6条の16の2、第6条の16の3、第6条の17第2項	第6条の17第2項
		下表	欄外※のとおり	
	17	L6～9	二 第6条の9第十二号に規定する修了証明書又は法第12条の2第1項第二号の規定による認定を受けた者であることを証する書類 三 その他参考となる事項を記載した書類	二 登記事項証明書（後見登録等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。） 三 【第6条の12において読み替えて準用する第6条の9第十二号】に規定する修了証明書又は【法第12条の3第3項第二号】の規定による認定を受けたものであることを証する書類
	23	(ろ)欄	各居室の換気量	各室の換気量
5	223	4	氏名を記入してください	氏名を記入し、法人印等を押印してください
			【削除】	注) 報告書に訂正があった場合は、代表となる検査者の訂正印が必要です。
7	475	L2	※令和3年5月現在	※令和元年5月現在

※第1章P16関係 (赤字部分が修正・追加箇所)

第6条の16の2	第12条の2第2項第四号	第12条の3第4項において読み替えて準用する法第12条の2第2項第四号
	調査等	検査等
第6条の17第2項	前項	第6条の22
第6条の17第2項第二号	第6条の9第十二号	第6条の12において読み替えて準用する第6条の9第十二号
第6条の17第2項第二号及び第3項	第12条の2第1項第二号	第12条の3第3項第二号
第6条の17第3項	第1項	第6条の22
第6条の18	建築物の	建築設備の
	調査等	検査等
第6条の19	第6条の17	第6条の22並びに第6条の23において読み替えて準用する第6条の17第2項及び第3項
	別記第37号の7様式	別記第37号の11様式
第6条の20第1項	別記第37号の8様式	別記第37号の12様式
第6条の20の2	別記第37号の8の2様式	別記第37号の12の2様式
第6条の21第1項	第12条の2第3項	第12条の3第4項において読み替えて準用する法第12条の2第3項
	別記第37号の9様式	別記第37号の13様式